

第三十四回国会 地方行政委員会 議院 地方行政委員會議録 第三十三号

昭和三十三年六月十四日(火曜日)

午後三時五十一分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯塚 定輔君 理事 綱瀬 彌三君

理事 田中 榮一君 理事 渡海 元三郎君

理事 吉田 重延君

相川 勝六君 青木 正君

加藤 精三君 龜山 孝一君

川崎 末五郎君 鈴木 善幸君

津島 文治君 富田 健治君

三田村 武夫君 山崎 巖君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽 喬四郎君

委員外の出席者

總理府事務官 松島 五郎君

(自治庁財政局長)

大蔵事務官 大村 筆雄君

(主計官)

大蔵事務官 高柳 忠夫君

(理財局長)

五月二十六日

委員 龜山孝一君及び川崎末五郎君辭任につき、その補欠として山田彌一君及び倉石忠雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 倉石忠雄君及び山田彌一君辭任につき、その補欠として川崎末五郎君及び龜山孝一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 川崎末五郎君辭任につき、その補欠として網島正興君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員 網島正興君辭任につき、その補欠として川崎末五郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月十四日

委員 金子岩三君、高田富興君及び津島文治君辭任につき、その補欠として青木正君、山下春江君及び川崎秀二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 青木正君、川崎秀二君及び山下春江君辭任につき、その補欠として金子岩三君、津島文治君及び高田富興君が議長の指名で委員に選任された。

六月十三日

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第一四四号)

五月十八日

大規模債権資産に対する固定資産税課税の改正に関する請願(田中角榮君紹介)(第四一九六号)

同日

古物営業法の一部改正に関する請願(野田卯一君紹介)(第四二七号)

同日

警察施設の整備に関する請願(高田富興君紹介)(第五一〇六号)

道路交通法の一部修正に関する請願(保岡武久君紹介)(第五二〇七号)

同日

古物営業法の一部改正に関する請願(大矢省三君紹介)(第五四九四号)

古物営業法の一部改正に関する請願(辻寛一君紹介)(第六〇三七号)

は本委員会に付託された。

六月八日

地方自治の強化及び健全財政の確立に関する陳情書(貝塚市議會議長中西義雄)(第八九二二号)

豪雪地帯に対する特別措置に関する陳情書(東京都議會議長内田道治外九名)(第九〇三三三)

青少年犯罪の取締り強化に関する陳情書(鳥取県議會議長森本繁蔵)(第九二二二)

災害復旧の財源措置に関する陳情書(福井県議會議長長原新十郎)(第九四三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第一四四号)

○濱地委員長 これより會議を開きます。

昨日日本委員会に付託となりました、

内閣提出、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団

体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

- (地方債の引受け)
- 第二条 前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。
- 2 前項の場合における利息の定率及び償還の方法は、政令で定める。
- 第三条 自治大臣は、第一条の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 自治庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三号)が施行されるまでの間は、第三号中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替へるものとする。
- 理由
- 昭和三十三年五月のチリ地震津波によつて災害を受けた地方公共団体に対して、財政収入の不足を補うため又は災害対策の財源とするための地方債の特例を設ける必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○濱地委員長 まず政府より提案理由の説明を求めます。丹羽政務次官。

○丹羽政府委員 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による被害が甚大である点にかんがみ、過去の災害の場合に準じて、国におきまして災害復旧のための諸種の特別措置を講ずる必要があるものでありますが、その一環として、この法律は、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に対し、現在制限されている地方債発行の特例を認め、災害を受けた地方公共団体の財政運営に遺憾なからしめようとするものであります。

次に本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。地方財政法第五条に地方公共団体が地方債を起すことのできる場合が制限的に列挙されておりますが、今回同条の規定の特例として、災害を受けた地方公共団体が、地方税、使用料、手数料その他命令で定める徴収金の減免を行ない、そのため生ずるところの歳入の不足を補う場合、または災害救助対策、伝染病予防対策その他命令で定める災害対策に通常要する費用であつて、当該地方公共団体が負担しなければならぬものの財源とする場合に地方債を発行することができるようにしようとするものであります。なお、当該地方債を発行できる地方公共団体は、

災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものとされておりますが、政令では、従来の例に準じて指定の基準を定めるようにいたしたいと考えております。

以上が昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

○濱地委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

○濱地委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 きわめて簡単に御質問申し上げたいと存じます。今回の津波災害にあたりまして、政府におきましては、いち早く交付金の繰り上げ支給等の措置を講ぜられまして同時に、政府から進んで今回の起債に關する特別措置法を御提案になり、地方団体の財政措置に對して深甚の配慮をいたしておられますことにつきまして、深く敬意を表するものであります。

今回の特例法におきまして、政府では、伊勢湾台風と同じように今回の措置を講ぜられることに相なつたわけでありまして、この第五条の中で、地方税あるいは使用料、手数料等の徴収に伴う財源の補てん、さらに災害救助対策、伝染病予防対策、その他命令で定める災害対策に通常要する費用、これは起債で見ると、こううたつておられるのであります。このような災害地の地方団体の歳入の欠陥あるいは災害対策のために特に要したところの費

用の財政負担、これの補てんにつきましては二つの面が当然考慮されていかなければならぬと思つております。それは第一点は特別交付税でできるだけ地方公共団体のめんどろを見るということであり、それから今回の特例法による起債の措置と、この両面で災害地の地方団体の財政をめんどうを見ていく、こういうことにならうかと思つていますが、大体政府では、この特別交付税と起債の二つの措置を、どういふ面を特別交付税で重点的にめんどうを見、どういふ面を起債で見、この点をお伺いしたいのであります。地方公共団体では、できるだけ特別交付税によるところの財政援助を強く期待をいたしておるのでありますから、この点を政府からまずお伺いをいたしたい、こう思つております。

○丹羽政府委員 お答え申し上げます。今回のチリ地震の結果起こりました津波につきましては、被災地に非常な甚大な被害がございましたことはまことに同様にたえない次第でございます。自治庁といたしまして、できるだけこの措置を講じたいと思つて、ただいま鈴木委員からお話がございます。まず、交付税の繰り上げ交付をやりますと同時に、皆様方の御協力を願ひまして、今回地方債の特例措置をお願いする次第でございます。ただいま鈴木委員からお話の、この財源措置につきましては、地方債によるものと特別交付税の補給によるものと二通りありますが、どちらに重点を置くかという御質問でございますが、私も、この制度の両面の重点の充當によりまして万遺憾なきを期したい、こう思つてお

申し上げました通り、起債の特例につきまして、起債で充當する方面は地方税、使用料、手数料その他命令で定める徴収金の減免等により生ずる歳入の欠陥あるいはまた災害救助対策、伝染病予防対策その他命令で定める災害対策に要する費用などにつきましては、できるだけやはり地方債で行ないたいと思つておる次第でございます。特別交付税は、その他どうしても当該市町村においてそれ以外の費用に非常な負担があるというものにつきまして、重点的に行ないたいと思つておる次第でございます。よく地方におきましては、起債の方はあとに残るからというお話があるわけでございますが、災害の起債につきましては、後ほどまた一般交付税その他につきまして、これが償還の財源を付与することになっておりますので、その点は起債によりまして、あるいはまた交付税によりまして、それほどの大差はないと思つておる次第でございます。そういう方は十分勘案をいたしまして、万遺憾なきを期したい、こう思つておる次第であります。

○鈴木(善)委員 ただいま丹羽政務次官からの御答弁で、政府の御方針はよくわかるのであります。災害地の地方団体の要望をいたしましては、伊勢湾台風のの際におきましては、相当広範な各般の国の助成、補助の特例法が立法されたのであります。今回は、それを重点的にしほりまして立法いたしました関係から、伊勢湾台風当時の、今回の立法以外の補助、助成に關する特例法で措置いたしました面につきましては、その補助にかかわるものとして特別交付税でぜひめんどうを見てほしい、こういう強い要望がございます。それは原則として、私は、あの自民党の政調会で、いかなる特別立法をしようか、どの範囲のものを取り上げようかという論議がいろいろかわされました際に、特例法は特に今回は立法しなくとも、十分政府において特別交付税その他財源措置をする。こういう党に対する御説明があつて了した経緯もございます。それで、そういう伊勢湾台風当時の特別立法による補助等の面につきましては、原則として特別交付税で見たい、強く強い要望があるわけでございます。この点もう一度政務次官から政府の御方針を明確にしたいと思つておる次第でございます。

○丹羽政府委員 ただいま重ねての御質問でございますが、鈴木先生からの御質問は、確かに被災団体といたしましての立場から考えますと、私も御意見でございます。私も、伊勢湾台風と同じような措置を講じたいということを念願をしておる次第でございます。ただ、今回の津波被害の短期的なところであるとか、あるいは被害個所の場所的の關係からいたしまして、あるいは特別立法を成案化したかと思つた次第でございますが、現実的にはその被害場所についての財源措置といふものは十分講じていかなければならぬといふことを感じておる次第でございます。その点につきましては、ただいまお話ししました補助に該當するものものにつきましては、できる限り特別交付税を充當いたしまして、被害団体につきまして財政欠陥の生じないように努めていきたい、こう思つておる次第でございます。

○加藤(精)委員 松島説明員にお尋ね

して、私は、あの自民党の政調会で、いかなる特別立法をしようか、どの範囲のものを取り上げようかという論議がいろいろかわされました際に、特例法は特に今回は立法しなくとも、十分政府において特別交付税その他財源措置をする。こういう党に対する御説明があつて了した経緯もございます。それで、そういう伊勢湾台風当時の特別立法による補助等の面につきましては、原則として特別交付税で見たい、強く強い要望があるわけでございます。この点もう一度政務次官から政府の御方針を明確にしたいと思つておる次第でございます。

しますが、ただいま起債の事由として丹羽政務次官がお読みになったような事項は、私は特別交付税の該当事由だと思っておりますが、その点はどうかとご意見を申し上げます。

○松島説明員 お答え申し上げます。

従来から災害が甚大になりました場合には、起債の特別措置と特別交付税とあわせて被災地の財政的救済措置を講じておるわけでございます。この歳入欠陥補てん償並びに災害対策債につきましては、御指摘の通り、特別交付税の配分にあたりまして、そういった災害に伴います諸経費が増高いたしましたことを考慮いたしまして、特別交付税を配分いたしておるのでございまして、御承知のように特別交付税を交付いたすことになりましますと、いろいろな災害の場合に一つの客観的な基準をもって交付いたさなければなりませんので、個々の団体において税の減免を特殊な形態でやりたい、あるいは特殊な災害に伴う経費があるという点について、全部が全部この特別交付税で救済し得ない場合がございまして、そういった事情も勘案いたしまして、地方債を歳入欠陥並びに災害対策のために特に認める、こういうようなことで運用して参っておりますのでございます。

○加藤(精)委員 それはよくわかるのですよ。私の申し上げるのは、たとえば税の減収が具体的に起こりますね。その税の減収が起こったということは特別交付税の交付事由になるのでしょうか。

○松島説明員 税の減収が起こりました場合には、たとえば所得税の減収が行なわれたというような事情がござい

ますと、御承知の通り市町村民税等は所得税を課税標準として課税することにしておりまして、翌年度の市町村民税は当然当該団体においては減収になりますので、そうした場合には、翌年度においては普通交付税の計算上、税収入が減ります関係から交付税が相対的に多くなってくるということがございまして、そのほかにさしあたっての措置といたしましては、当該年度の税の減免のやり方も団体によって区々でございまして、特別交付税で従来やっております方法、公共災害の査定額の二割相当額を一応交付の対象にするというふうなやり方をとっておりますので、それでは個々の団体の実情に必ずしも一致しない場合がございまして、そういった点も補完する意味も含めまして起債による特例措置を講じておるわけでございます。

○加藤(精)委員 どうも御答弁が私の質問とよくまいかないのです。結局、当該年度の歳入を言うておるのです。明年度一般交付税がふえるとか何とかいう問題じゃないのです。当該年度で税の減収とか何とかいうのじゃないに、課税対象が減少したりすれば、それだけ税金がとれなくなるわけですが、それから年率ならば別ですが、一ぺんにとつてしまわないものは歳入欠陥になることは違いないのです。そういうことが特別交付税の交付事由になると思ふのです。おそらく特別交付税の交付事由が二十、三十あるでしょうが、その中に入っておると思うのです。そういうものをできるだけ活用してもらいたいというこれは無理がないと思ふのです。これは歳入欠陥補てんの起債をやるといったって、元利とも

全部免除にはなるわけじゃない、特別交付税なら財源が現実にはふえるわけですから、それだけ財源の補てんになるわけですね。元利償還の何割とか、元本も免除されるなら別ですけども、そうでなければ、やっぱり特別交付税の方でその町村の財政としてはありがたいわけですね。できるだけ特別交付税でいたしたい。その趣旨は自治庁として認めて下すっていいと思うのです。その点どうでございましょうか。

○松島説明員 御指摘の通り、特別交付税で全部措置することができますれば、将来の元利償還の問題も起きないわけでございますので一番望ましい姿であるわけでありまして、ただ、特別交付税は、甲の町村にも乙の町村にも一応同じような基準でもって配分をいたさなければなりません。一方税の減免の仕方そのものは、個々の町村によって内容が違つて参る場合もございまして、そういった場合には、多少そのやり方に従つて、当該年度に起こる歳入欠陥を補てんするといふ必要は別途に生じてくる場合もあり得ると考えましておるわけでございます。

○鈴木(善)委員 ただいまの丹羽政務次官の御答弁によりまして、今回の特例法で取り上げた八つの大きな特別助成による災害復旧のほかに、伊勢湾台風の時にとられた措置、そういう面についてはできるだけ特別交付税で補てん措置を講ずる、そして残余の分を今回の起債の特例法でめんどうを見て、そしてその償還にあたっては元利を補給する措置を講ずる。こういうふうに明快な御答弁がございまして、災害地の地方団体も非常に意を強うするものと承知をいたしております。

次に御尋ねをいたしたいのは、この災害救助対策あるいは伝染病予防対策、その他命令で定める災害対策に必要とする費用であつて、こういったおるものがあるが、命令で定める災害対策というものはどういふことを想定なさつておられるのであるか、この点をお尋ねします。

○松島説明員 その他命令で定める、従来は救済土木事業でございまして、か、あるいは防疫に要します経費でございまして、それから種子対策というやうなもので、いろいろ災害対策としてとられますものがございまして、そういった場合の国庫補助の対象になりました事業をとりまして、その所要負担額を基準としてこれに起債を許す、こういうやうな取り扱いにいたしております。

○鈴木(善)委員 私は、それに関連いたしまして今度の津波災害で特に地方の団体が要望しております二、三の点を例示的に申し上げましてお願いをいたしたいのであります。

第一点は、小災害に対する対策を地方団体では急いでおるのであります。が、前にも伊勢湾台風等におきましては、この小災害に対して特別措置法を作つたわけでありまして、今回はいろいろな事情から、災害が比較的総額が少なくないというやうな理由等もありまして、特別立法をしなかつたわけでありまして、この小災害の対策について、は、ぜひ起債の特例で措置を講じてほしい、こういう要望が強いわけでありま

同施設として復旧させる。その場合に、道、県が三分の一の補助をする、国が三分の一の補助をし、残余の三分の一を農林漁業金融公庫の融資で復旧をする、こういうことに相つておるのであります。この道、県が負担いたしました三分の一の小型漁船建造に要する費用の補助については、地方団体としては相当の経費の負担に相なるわけでありまして、こういう面については、当然今回の起債の特例措置でめんどうを見るべきものだ、こう考えるわけでありま

さらにノリ、カキ養殖施設あるいは漁船の復旧、こういう面につきましては今回特別措置法が政府から提案になったのであります。が、それよりもっと細かい漁業あるいは一本釣漁業といふやうな沿岸の零細漁民の漁具あるいは運漁具といふものに對しましては、損害の程度を捕捉することが困難であるという事情から、今回は国の補助の特別な措置が講ぜられなかつた。これは道あるいは県においてそういう面はめんどうを見てくれ、こういうのが政府の考え方でございます。そういったしまして、この真珠養殖業者、ノリ、カキ養殖業者あるいは定置漁業者、こういったものよりもさらに零細なところのいそ漁業者の漁具等の復旧に要する費用は道、県が負担するといふことに相なるわけでありまして、そういう面の費用も当然政府において起債等で財源措置をやつてやる必要がある、私はこう思ふのであります。

今回の災害対策は、国でできるものは国で見る、国の手の届かないこまかいものは道、県でこれを見ていく、国と道、県で両々相待つて災害対策の方

全を期する。こういうことに相ならうかと思ふのでありまして、道、県が行ないますところの今申しました小型漁船の復旧に要する三分の一補助の面あるいは零細漁民の漁具の復旧のための道、県のとつた救済措置、これに要する財源、こういうものも私はこのその他命令で定める災害対策という中に当然取り上げて、そして災害対策に万全を期すべきものであると、こう考へるのでありますが、政府のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○丹羽政府委員 ただいま鈴木先生から、零細漁業に対する国の救済の手が及ばないものについて県で救済する、その場合、起債あるいは交付税で何とか補てんする考えはないかという御質問でございますが、ごもっともでございます。ただいまそれらの点につきましては、私の方といたしましては全般につきましても検討中でございます。被害の甚大なるにかんがみまして、できるだけ財源措置を考究せまされて御期待に沿うように研究させるつもりでございます。

それから一つ、先ほどちょっと私、言い過ぎと申しますとはなはだ恐縮でございますが、実は特例債の交付税であとを見るとき問題であります。先ほど財政課長から加藤さんの御質問につきましてもございましたが、特別交付税によるのがあたりまえではないか、特例債によるのはあとに残すではないか、それはその通りですが、ただいま財政課長からお話しの通り、やはりその団体々々によりまして税の減免の率や何か違つて参りますので、そこに自主性を維持されるという点で、やはり特例債の方式によつておる次第

であります。従ひまして交付税で見ると大体は三割程度を見てやる、公共土木の起債につきましてもは約全額、九五〇を見る、こういうことになつておる次第でございます。御了承願ひます。

○鈴木(善)委員 私が最後に申し上げました、国では手が届かない零細規模の災害対策、道、県でなければならぬ災害がなかなか捕提できないような観点から道、県にゆだねた災害対策、そういうものに対する財政の裏づけという面につきましても、これは金額的には大した大きな金額ではなからう、こう思ふのでありますが、ただ対象がきつめて零細な罹災民の諸君に対する措置でございますから、ぜひ政府におきまして、あたたかい御配慮を強くお願い申し上げます。以上をもつて私の質問を終わります。

○濱地委員長 額額委員。

町村職員の共済組合によりまして見舞金を出す特例法が認められて参つたようでありまして、今回のチリ地震津波の災害につきましても、その地理的關係その他におきまして、特に個人の災害が非常に多かつたというところからいたしまして、今回政府から提案されました特別措置につきましても、大体そういう線に中心を置かれておるわけでございます。今回のチリ地震津波につきましても、ことに市町村職員の住宅の災害というものが、先般の災害に比しましても非常に多い割合を占めておるといふような事情のようでございます。ところが、きょうの

本会議におきましても、この問題につきましても特別に特別立法の提案もなかつたようでございますが、これにつきまして自治庁としてはどういふお考えを持っておられますか、またお出しにならなかつた点についての理由を伺わせていただきたいと思いますのであります。

○丹羽政府委員 ただいま額額委員からの御質問でございますが、今回の災害は、公共施設の被害もさることながら、個人の被害が非常に大きかつた。その方面に救済の手を強く伸べるといふことは、全般を通じて、今回のいろいろの政府措置におきましても考慮されておる点でございます。従ひまして、ただいま御指摘の公営住宅の災害に対しましては特別措置も講じられておるといふ際でございますので、組合員の個人の住宅災害につきましても、見舞金その他につきましても特別に考慮を払ふことは当然と考へておる次第であります。本日の本会議に提出しなかつたのはどういふわけかという御質問でございますが、実は私どもの方といたしまして、調査が幾分おくれ参りましたので、事務的の折衝もまだ整つて参りませんので、ついおくれまして申しわけなかつた次第であります。私どももいたしましては、関係官庁と十分協議をいたしまして、できるだけ早い機会に御協賛を得たいというので、せつかく検討中でございます。

○額額委員 調査がおくれたという理由につきましても、いささか自治庁が怠慢ではなかつたかと思ふのであります。また一面から伺いますと、大蔵省の方でも何かこれに対する反対の態度を示されておるといふようなこと

もちよつと伺つておるのであります。大蔵省としてこれに対するお考えを一つ伺わせていただきたいと思います。

○大村説明員 この問題につきましても、担当給与課長がおつつけ参りますから、また給与課長から詳細御説明申し上げるかと思ひますが、とりあえず私から概要を申し上げます。

現在、国家公務員にいたしましては、地方公務員にいたしましては、共済組合の短期給付の付加給付といたしまして、災害等を受けられました公務員に対しましては、住居及び家財の全部が消失または滅失したとき、あるいはこれと同程度の被害を受けましたとき、に本俸の三分の一以上は住居または家財の三分の一以上は消失または滅失したとき、あるいはこれと同程度の被害を受けましたときに〇・五カ月分、大体この範囲内で被害の程度に応じまして災害の見舞金が給付されておるといふ状況でございます。ただ昨年は御承知の通り未曾有の大災害がございまして、これに関連いたしまして、国、地方を通じて、国家公務員及び地方公務員が約一万九千余りございまして、広範にまた長期的に災害をこうむつたのでございまして、従ひまして、その災害の状況から勘案いたしまして、特に特別立法をお願いいたしまして、本則である三分分の場合にはこれにさらに二分分を付加して給付する、最低の〇・五カ月の場合には〇・三カ月を足して給付するといふ措置を例外的にとつたわけでありまして、それ以外の通常の災害の場合には、原則通りに見舞金を支給しておるのでございます。今回も地域的にはきつめて被害が大きかつたのでございま

すけれども、これに関連しますところの被災民の数等も約五百人余りという状況でございますので、通例の災害対策の一端としての災害見舞金で間に合ふのじやなからうか、こういうふうな考へを持っておる次第であります。

○額額委員 ただいまの大村主計官のお話でございますが、実は数字的に見ましても、今回の公営住宅の全壊が四万四千四百九十一戸に對しまして、市町村職員の被害は四千五百八十三戸といふような状況になつております。また公営住宅の被害はこの前の、前年度に比しまして六・三％でありまして、市町村職員の被害戸数は前年に比して八・四％といふようなことになつておりました。今度の市町村職員の被害のパーセンテージといふものは非常に多いような調査ができておるわけでございます。しかも昨年の伊勢湾台風等におきましては、相当共済組合の中においても特別措置法を出すことについての議論もあつたようでございますが、今回におきましては、ぜひとも多数の市町村職員の被害者に対して見舞金特例法によつて出すべきだといふ御議論が非常に多いのでございます。通則といたしましてはなるほど小さいけれども、被害を受けた方々の苦痛といふものは、被

れませんが、私も考えますのに、被害を受けた方々の苦痛といふものは、その範囲が大きい小さいにかかわらず、これ同じだと思ふわけでありまして、従ひまして、ことに主として東北地方等の比較的貧弱市町村というような点において、地方公務員の住宅の被害が非常に多かつたといふこととございまして、私は、この際におきましてもぜひとも特別の措置法において見舞金を出してやりたいといふことを考

えておるわけでございますし、地方行政部会におきましても、ぜひやってもらいたいという強い要望を案は持つておるようなわけでございます。

大蔵省も、今日まで災害に対しましてはなかなか十分なことをやっていただけないようなうらみがあつたわけでございますが、ことにこの問題につきましましては、組合の積立金というものもありまして、国費の方には関係がないというようなことでもございますので、ぜひとも大蔵省の方におきまして、このことにつきまして十分御考慮を願ひまして、ぜひこれに対しまして賛意を表していただくように、地方公務員の非常に困つております被害者に対しまして、特例法によつて見舞金を出すようにしていただきたいことをこの機会に特別に願ひし、自治庁といたしましても、ぜひとも早急にこれに対します実現の法案を提出するような運びに御努力を願ひたいということを特に要望いたしましたして、私の質問を終わります。

○濱地委員長 ほかに質疑はありませんか。——別に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○濱地委員長 これより討論に入る順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立総員。よつて、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

次にお諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

〔参照〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第一四四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年六月十六日印刷

昭和三十五年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局